

子育て世帯臨時特例給付金給付事業について

1 趣旨

平成 27 年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領(平成 27 年 4 月 13 日付け雇児発第 0413 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給する。

2 事業概要

(1) 支給対象者

平成 27 年 6 月分の児童手当受給者

(2) 対象児童

対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童。臨時福祉給付金の対象となる児童及び生活保護制度の被保護者となる児童を含む。

(3) 基準日

平成 27 年 5 月 31 日

(4) 支給額

支給対象児童 1 人につき 3,000 円

(5) 対象児童数の見込み

22,000 人程度

(6) 受付期間

平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 10 月 30 日まで

(7) 支給方法

支給対象者は、給付金の申請書を記入し、市に提出することにより申請する。市は所得等の資格審査を行い、支給・不支給決定通知書を送付するとともに、口座振り込みにより給付金を支給する。

3 スケジュール

5月下旬	現況届・給付金申請書発送
6月～10月	申請受付期間(郵送・窓口)
10月上旬	支給・不支給決定通知書の発送
10月中旬	第1回支給(以降、11月、12月に支給)

4 予算額

9,353 万 9 千円

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課 (TEL: 042-460-9840)